



平成17年
12月
定例会
11月25日～
12月12日



▲12月定例会の議案を慎重審議（右下は栗原議長）

乳幼児医療費の 窓口払い廃止を決定

議員提出議案 集中豪雨による水害に関する意見書等4件も可決

12月定例会は、11月25日から12月12日までの18日間の会期で開かれました。市長から提出された議案35件のほか、請願などを慎重に審議しました。また、12月1日から3日間で行われた一般質問では、22人の議員が活発な議論を展開し、執行部の考えをただしました。

今定例会の初日に市長から提案された議案は33件で、職員給与に関する条例や、乳幼児医療費の支給に関する条例などの条例案件4件と、文化会館等の公共施設管理を指定管理者に行わせる指定管理者の指定案件14件、一般会計などの補正予算10件、さらには市道路線の認定や規約改正など5件でありました。

これらの議案は、本会議での説明、質疑の後、指定管理者の指定案件は特別委員会に、その他は各常任委員会に付託され、細部にわたって慎重に審査を行いました。その結果、提案された議案33件は、すべて原案どおり可決しました。

また、最終日には教育委員会委員の任命案件2件が提案され、いずれも同意しました。

そのほか、議員提出議案

としては、平成17年9月4日夜間の集中豪雨による被害を踏まえた「三領及び笹目水門・排水機場の管理体制の充実を求める意見書」、「改造エアガン対策の強化を求める意見書」、「真の地方分権改革の確実な実現を求める意見書」、「議会制度改革の早期実現に関する意見書」の4件が提出され、いずれも原案どおり可決しました。

なお、今定例会に提出された請願は2件ですが、いずれも継続審査となり、6月定例会で提出された「委員会の参考人招致を求める請願」については趣旨採択となりました。

主な議案等の概要

●乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正
市内及び麻市の医療機関

●認可地縁団体印鑑条例
市の認可を受けた団体（町会・自治会）について、

で、乳幼児が医療を受ける場合、保険診療分の医療費について、窓口での支払いをなくすることができるようにする。

●職員の給与に関する条例の一部改正
給料表0・3%引下げ、配偶者に係る扶養手当の月額5000円引下げ、勤勉手当0・05月分引下げ、官民給与較差の調整。

●特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
農業委員会委員の報酬を減額するもので、改正後は、会長4万1000円、会長代理3万6500円、委員3万2000円となる。

●指定管理者の指定について
地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入されたことに伴い、外郭団体に管理委託している10施設について、指定管理者が選定された。

印鑑登録及び証明の発行を行うために新規制定するもので、これにより、町会・自治会の不動産取得等が可能となる。

- 児童センター
株式会社こどもの森
- 文化会館
- スポーツセンター
財団法人戸田市文化体育振興事業団
- 福祉作業所ゆうゆう
社会福祉法人戸田わかくさ会
- （非公募6施設）
心身障害者福祉センター
福祉作業所もくせい園
勤労青少年ホーム



▲乳幼児医療の窓口支払いがなくなり便利になります

意見書を提出

今定例会では、議員提出議案として4件の意見書が提出され、可決されましたので、その要旨を掲載します。なお、意見書は関係機関に送付しました。

三領及び笹目水門・排水機場の管理体制の充実を求める意見書

- 1 水門の開閉及び排水ポンプの操作については、外水と直近の内水及び市内河川の水位や潮の干満等の情報に基づく全自動システムを速やかに構築すること。
- 2 緊急時等の職員配置や管理体制を速やかに整えること。
- 3 老朽化した建物の建て替え計画に着手すること。
- 4 現行毎秒35トン（三領）、毎秒30トン（笹目）の排水能力アップに速やかに取り組むこと。

ライターやサイト運営者に対し、改造エアガンの出品や情報提供に関する自主規制を促すこと。

- 1 地方交付税の所要総額を確保すること。
- 2 3兆円規模の確実な税源移譲をすること。
- 3 都市税源の充実確保をすること。
- 4 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施をすること。
- 5 施設整備費国庫補助負担金については、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実施すること。

改造エアガン対策の強化を求める意見書

- 1 インターネットを通じての、改造エアガン、改造用の部品の販売等について取り締まりを強化すること。
- 2 前項に関連して、プロ

議会制度改革の早期実現に関する意見書

- 1 議会の招集権を議長に付与すること。
- 2 地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど、議決権を拡大すること。
- 3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
- 4 議会の附属機関の設置を可能とすること。
- 5 議会の内部機関の設置を自由化すること。
- 6 調査権・監視権を強化すること。
- 7 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についても、これにふさわしい名称に改めること。

あけましておめでとうございます

戸田市議会
議員一同（議席順）

- 栗原 隆 司
副議長
山崎 雅 俊
議員
三浦 芳 子
鈴木 麗 子
菅原 文 仁
中島 浩 一
遠藤 英 樹
遠藤 厚 樹
遠藤 明 樹
遠藤 守 厚
遠藤 郁 子
遠藤 伸 子
遠藤 榮 一郎
馬場 静 枝
手塚 隆 枝
中名 生 隆
斎藤 直 子
平野 幸 進
細井 幸 雄
浅井 隆 夫
熊木 照 夫
本田 明 夫
望月 哲 明
高橋 晴 夫
神谷 三 樹
奥田 雄 三
伊東 秀 実
秋元 浩 夫
石井 民 雄